

第7回小江戸甲府の夏祭り関係業務
＜企画運営＞
公募型プロポーザル実施要項

令和7年4月

小江戸甲府の夏祭り実行委員会

第1 目的

この「小江戸甲府の夏祭り関係業務公募型プロポーザル実施要項」（以下「実施要項」という。）は、小江戸甲府の夏祭り実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「小江戸甲府の夏祭り」に係る優先受託候補事業者の選考に関し、公募型プロポーザルに参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定める。

第2 業務の概要

1 業務名

第7回小江戸甲府の夏祭り関係業務＜企画運営＞

2 業務目的

令和7年8月11日（月・祝）の山の日はお盆休み直前の三連休であり、故郷への帰省や旅行等による人の移動の活発化が期待できることから、これを好機に「小江戸甲府の夏祭り」を開催し、交流人口の増加による地域活性化を目指す。

3 業務内容

「第7回小江戸甲府の夏祭り関係業務＜企画運営＞仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 実施日・履行期間

イベント実施日は、令和7年8月11日（月・祝）とする。

履行期間は、契約締結日から令和7年9月30日（火）までとする。

5 履行場所

会場は次のとおりとする。

メイン会場：舞鶴城公園自由広場、こうふ亀屋座、小江戸甲府花小路

サブ会場：舞鶴城公園南芝生広場、山梨県庁噴水広場

6 提案上限額

委託料の提案上限額は14,950千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

第3 参加形態及び参加資格要件

1 参加形態

このプロポーザルに参加しようとする者は、法人（単独で参加する場合は協力会社の参加を認める）又は複数の法人を構成員とする自主結成の共同企業体とする。共同企業体として当該プロポーザルに参加する場合は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とし、共同企業体は本実行委員会が当該業務の契約を締結するまで存続するものとする。ただし、実行委員会が契約を締結した共同企業体は、当該業務の完了後、残務整理等に必要期間として三箇月以上存続するものとする。

- (1) 代表者となる法人を定め、代表者は全体の意思決定や管理運営等、業務遂行にかかる全てに責任を持つこと。また、構成員は、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を参加申込書の提出時に提出すること。
- (2) 代表者となる法人は、甲府市内に本店、又は営業所を有すること。
- (3) 参加申込書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。
- (4) 構成員は他の共同企業体への参加及び単独で申し込むことはできない。
- (5) 共同企業体協定書の写しは、契約締結時までに提出すること。
- (6) 選定されなかった共同企業体の代表者及び構成員は、選考された受託事業者の本業務の実施について支援・協力を行うことは可能とする。

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、共同企業体の場合は、構成員全てが甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けているものとし、第1号の要件は代表者が満たすもの、第2号から第6号の要件は代表者及び構成員が全て満たすもの、第7号の要件は代表者または構成員のいずれかが満たすものとする。

- (1) 甲府市内に本店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本業務に係る公募の日から契約締結日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 市税の滞納がない者であること。
- (7) 令和元年度から令和5年度までに、国又は地方公共団体等が発注した類似業務を履行した実績を、元請けとして1件以上有していること。

第4 参加に係る必要書類の提出

第3第2項の要件を満たし、当該プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を日本語で記載して提出すること。

1 参加申込書の提出

- (1) 提出期限
令和7年5月9日（金）午後5時まで
- (2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日は除く）

(3) 提出方法

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

小江戸甲府の夏祭り実行委員会事務局（甲府市産業部商工観光室観光課内）へ持参。

(4) 提出書類

ア 参加申込書

次の①または②で参加申込を行う場合、参加申込書には代表者印を押印し、会社概要が確認できるパンフレット等を添付すること。

①単独の法人で参加申込を行う場合

参加申込書（第1号様式（その1））及び会社概要等整理表（第1号様式（その2））を提出すること。

※協力会社がある場合は、協力会社に関する調書（第1号様式（その3））も提出すること。

②共同企業体で参加申込を行う場合

参加申込書（第1号様式（その1））、会社概要等整理表（第1号様式（その2））、共同企業体構成員調書（第2号様式（その1））及び委任状（第2号様式（その2））を提出すること。

イ 業務実績書（第3号様式）

令和2年度から令和6年度までの5年間で、国又は地方公共団体等が発注した類似業務を、元請けとして受託した履行実績（5件以内）を記入すること。

(5) 提出部数

各1部

2 企画提案書等必要書類の提出

当該プロポーザルに参加申込書の提出を行った者1者につき1提案とし、次の書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月14日（水）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日は除く）

(3) 提出方法

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

小江戸甲府の夏祭り実行委員会事務局（甲府市産業部商工観光室観光課内）へ持参又は郵送にて提出すること

（郵送にて提出する場合は、電話にて書類到着の確認をすること）。

(4) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等	提出部数
①	企画提案書	ア 企画提案書（任意様式） ・「提案書記載項目等一覧（別紙１）」の注意事項を確認して、項目順に記載することとし、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に解りやすく記述すること。 ・用紙はＡ４版縦、横書き、文字の大きさは１１ポイント以上とすること。 ・表紙を除いて２０ページ以内で両面印刷とすること。 ・副本は審査に用いるため、プロポーザル参加者が判別できる企業デザイン・ロゴ等は一切記載しないこと。 イ 資料（任意様式） 企画提案書とは別に、次の資料をＡ３版横（片面印刷）、横書きで作成すること（企画提案書の枚数には含めないものとする）。 ①会場設営イメージ図（会場全体の配置が分かる平面図） ②当日の詳細スケジュール ※主会場以外も、別途同様の資料を作成すること。 ※資料の枚数は必要最低限とすること。	正本１部 副本７部
②	企画提案概要書	任意様式 ・用紙はＡ３版横、横書き、片面印刷１枚とし、文字の大きさは１１ポイント以上とすること。 ・①企画提案書の内容から逸脱することなく、より簡潔に概要を記載すること。 ・①企画提案書の内容と大きく異なる場合、失格とする場合がある。	正本１部 副本７部
③	業務実施体制調書	（第４号様式） ・契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務）について記述すること。	１部
④	業務工程表	任意様式（１枚） ・用紙はＡ３版横、横書きでスケジュール、実行委員会とプロポーザル参加者の役割、分担等を明記すること。	１部
⑤	見積書	（第５号様式） ・見積金額には、消費税及び地方消費税を含めること。 ・別途、任意様式にて仕様書で定める業務毎に、見積書の内訳を記載したものを添付すること。	１部

(5) 提出部数

各１部（①企画提案書は正本１部、副本７部）

(6) その他

- ・提出する書類は左綴じで提出すること。
- ・提出した全ての書類（参加申込時に提出した書類を含む）を電子ファイル化（PDF形式）し、CD-ROM等で1枚提出すること。

第5 質問の受付及び回答

当該プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月22日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（第6号様式）により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス sangkaka@city.kofu.lg.jp

(2) 回答方法

令和7年4月24日（木）までに、甲府市ホームページに掲載する。

(4) 留意事項

実施要項及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

第6 選考方法

1 優先受託候補事業者の選考

優先受託候補事業者の選考にあたっては、「提案書記載項目等一覧（別紙1）」に基づき提案された内容について、「小江戸甲府の夏祭り実行委員会関係業務受託事業者選考審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査し、「優先受託候補事業者の選考方法（別紙2）」より、選考審査委員の技術点の合計平均点（小数点以下第2位を四捨五入）と価格点を合計した得点が最も高い者を優先受託候補事業者として選考し、次に高い者を次点受託候補事業者として選考する（ただし、優先受託候補事業者となるには、技術点の合計平均点が81点以上でなければならない）。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、審査委員会は、優先受託候補事業者について、実行委員会に報告を行う。

2 審査日時等

審査は非公開とし、書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、プレゼンテーション審査は、次の内容で実施する。

(1) 日時等

令和7年5月22日（木）（時間・会場等の詳細は、電子メールにて通知する）

(2) プレゼンテーション審査参加者の出席人数

プロポーザル参加者1者につき3名以内

(3) 実施方法

ア 提案内容のプレゼンテーション及び補足説明（20分以内）

プレゼンテーションはパソコンを使用して行うことができることとし、プロジェクター及びスクリーンは、審査委員会で準備する。ただし、パソコン等の必要機器はプレゼンテーション審査参加者が持参すること。

また、プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに表記順に行うものとする。企画提案書以外のデータを用いた説明は認めないので留意すること。

イ 質疑応答（30分以内）

(4) 議事録の提出

プロポーザル参加者は、説明・質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を翌日までに電子メールにて提出すること。

メールアドレス sangkaka@city.kofu.lg.jp

3 審査結果

審査を受けた各プロポーザル参加者に対し、令和7年5月23日（金）に電子メールにて審査結果を通知する予定。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

第7 優先受託候補事業者との協議・契約等

1 優先受託候補事業者との協議・契約

実行委員会は、審査により選考された優先受託候補事業者と、提案された内容や金額について、必要に応じて内容の協議を行い、受託事業者として契約を締結する。なお、協議が整わない場合には、実行委員会は、次点受託候補事業者と協議を行う。

なお、協議についての議事録は、優先受託候補事業者において作成することとし、これに伴う費用は優先受託候補事業者の負担とする。

2 支払方法

受託事業者は、実行委員会と契約を締結し、契約内容に基づいて受託業務を実施する。実行委員会は業務の完了後、検査を経て委託料を受託事業者に支払うものとする。

3 その他

受託事業者は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

第8 プロポーザル参加者の失格

プロポーザル参加者が次の各号に該当する場合は、失格とする。

(1) 第3第2項の参加資格要件を満たさなくなった場合

- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や当該プロポーザルの手続を通じて著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査委員会の選考委員または実行委員会事務局職員に対して、直接または間接的に当該プロポーザルに関し援助を求めた場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) プレゼンテーション審査に正当な理由が無く参加しなかった場合

第9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、当該プロポーザルを実施することができないと実行委員会が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の経費は実行委員会に請求できない。

第10 辞退

第4第1項の参加申込書を提出後に、当該プロポーザルを辞退する場合は、速やかに参加辞退届（第7号様式）を提出すること。

第11 その他

- 1 当該プロポーザルの応募に係る全ての経費は、プロポーザル参加者の負担とする。
- 2 実行委員会は、提出された関係書類等は返却しない。
- 3 実行委員会は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- 4 実行委員会は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- 5 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全てプロポーザル参加者が負うものとする。
- 6 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、実行委員会の指示のもと変更等を加える場合がある。

第12 スケジュール

項 目		期 間
1	募集開始	令和7年4月17日（木）
2	質問受付期間	募集開始 ～ 令和7年4月22日（火）
3	質問への回答	令和7年4月24日（木）
4	参加申込書の提出期限	令和7年5月9日（金）
5	必要書類の提出期限	令和7年5月14日（水）

6	プレゼンテーション審査	令和7年5月22日（木）
7	審査結果の通知	令和7年5月23日（金）
8	契約手続	令和7年6月上旬

第13 連絡先

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

小江戸甲府の夏祭り実行委員会事務局（甲府市産業部商工観光室観光課内）

担当 金丸、高村、若杉

TEL 055-237-5702

FAX 055-227-8065

電子メール sangkaka@city.kofu.lg.jp